

令和5年川南町教育委員会第6回定例会会議録

- 1 日 時 令和5年6月26日（月）午前9時30分～午前11時15分
- 2 会 場 川南町生涯学習センター
- 3 出席者 坂本幹夫教育長、川添健一教育長職務代理者、
富山美津子委員、本多京子委員、椎木祐司委員
- 4 欠席委員
- 5 関係職員 山本博課長、橋口実課長補佐、今井妙学校教育係長
- 6 議 事

○教育長

ただ今から令和5年川南町教育委員会第6回定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、申合せにより本多京子委員を指名します。

○本多委員

はい。

○教育長

日程第2「前回の会議録の承認について」を議題とします。既に原案を配付しておりますが、会議録に記載した内容に御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、原案どおり承認することに決定しました。日程第3「報告事項」を議題とします。まず私から行います。1ページを御覧ください。6月の報告事項でございます。主なものを報告します。6月2日に議会が開会されました。同日、教科用図書採択協議会が行われました。今年は、小学生の教科用図書が改訂の年となります。川添委員とともに会に参加してまいりました。3日は県民スポーツ祭の開会式が県武道館で行われました。6日から8日にかけて、一般質問12名、議案質疑、9日は連合審査が行われました。13日に議会閉会となりました。14日は町校長会と小中連携研究会が通山小学校で行われました。19日は川南湿原の除草作業を教育課の職員で行いました。22日、唐瀬原中学校視察訪問に出席方ありがとうございました。本日が定例教育委員会となっています。28日は児湯地方教育委員会連絡協議会が木城町で行われます。その後に懇親会も予定されていますので、参加をお願いします。次に7月の予定となります。2日の午前中に町PTA研究大会が行われます。開会行事には、教育委員も登壇を依頼されておりますので、よろしくお願いいたします。午後は、農村センターでPTAミニバレーボール大会が行われます。5日は東小の視察訪問、7日が通山小学校の支援訪問、11日は国光原中学校の支援訪問が行われます。視察訪問は、昼前から夕方まで、支援訪問は朝からお昼までとなりますので、よろしくお願いいたします。1

3日は教科用図書採択協議会が行われ、この会で採択となる予定です。20日は市町村教育委員会連合会総会があります。課長補佐が参加します。この日で、一学期が終業となります。27日は教育委員会定例会。28日はレインボーサミット、トロントロン夜市となっております。私からは以上です。次に課長お願いします。

○課長

2ページをお願いします。

1番目、6月議会の教育課関係の予算等について2点御説明します。

まず、川南町新中学校整備基本計画の廃止について、町長部局から提案されてきました。採決の結果「可決」となりました。

計画概要ですが、新中学校の設置場所、開校時期、その他に新中学校の基本方針・目指す学校像・基本コンセプト等を決めていたところですが、この計画がなくなりました。本日の日程第8、議案第1号に関連議案を提案していますので、改めて御説明します。

次に議案第39号、令和5年度川南町一般会計補正予算（第2号）についてですが、「可決」となっています。教育課関係の主な予算を掲載していますので、御確認ください。

小中学校児童生徒の給食費が7月分から無償化になります。予算額は42,569千円です。

次に、文化ホール図書館複合施設管理事業として、197,678千円。内訳として、図書館照明設備更新工事(LED化)142,656千円、非常用直流電源盤及び蓄電池交換工事13,698千円、舞台裏吊物設備改修工事41,324千円です。

川南湿原の遊歩道支柱整備費として、2,200千円。

川南町共同調理場工事請負費の工事等の予算として30,100千円。内訳として、共同調理場空調機器更新工事13,661千円、共同調理場リフト更新工事3,513千円、炊飯室吸気側換気システム改修工事1,761千円、冷凍天井裏冷媒配管結露状態改修工事2,574千円、外壁排水塗装工事8,591千円の予算が可決となりました。

2番目になります。7月は、飲酒運転根絶強化月間になります。期間は、7月1日(土)から7月31日(月)までです。

3番目、多賀地区のコミュニテイセンターの改修工事についてです。6月下旬から改修工事が始まり、代替施設は、22区公民館になります。

最後になります。東小・多賀小・山本小学校の強化ガラス工事についてです。夏休み期間中に工事を行うことにしています。今年度で小学校全校の強化ガラスの整備が終了になります。

以上で報告を終わります。

○教育長

次に、教育対策監の報告については、課長からお願いします。

○課長

まず、児童生徒の状況についてであります。6月9日現在の本町の児童生徒数は、合

計1190名で4月から人数の増減はありません。

6月に入ってから児童生徒の生命に係る事故や問題等の報告は挙がってきておりませんが、交通事故等の報告が3件ございました。幸い、いずれの児童生徒も軽傷で済み、現在通常どおりの学校生活を送ることができています。フロンティアルームには、4名の生徒が通室しております。

次に教職員の状況についてです。6月に入ってから交通違反の報告はありませんが、もらい事故が3件発生しております。こちらの方も、幸い、いずれの事故においても、軽傷で済んでおります。

これまでの行事につきましては、お手元の資料に掲載しているとおりでございます。委員の皆様には、大変御多用のところ、唐瀬原中学校の学校視察訪問に御出席いただき、ありがとうございました。

今後の行事につきましては、6月29日に多賀小学校の教育事務所による学校組織マネジメント訪問が計画されており、教育事務所職員が校長から、現在の学校の経営状況等について聞き取りを行います。町教委からは教育対策監が同席します。学校視察訪問としては7月5日に東小、学校支援訪問としては7月7日に通山小と、7月11日に国光原中学校がそれぞれ予定されております。28日には初期研修者1年目の先生方5名が、児湯るぴなす支援学校の視察研修を行います。

その他の一つ目の丸、服務規律の徹底についてでございます。7月は県内一斉服務規律強化月間になっております。今年度は、令和4年4月に「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行され、早期発見のためのアンケート調査が求められていることを受けて、7月中に、全児童生徒と全教職員を対象にアンケートを実施することになっております。お手元の資料がそのアンケート内容でございます。アンケートの実施にあたっては、事前にその目的や方法、相談窓口等について、児童生徒及び保護者に説明を行った上で実施する予定です。アンケートの実施後は、丁寧な事実確認を行い、状況に応じて、当該教職員への指導や町教委への報告、当該児童生徒への心のケア、保護者への十分な説明を行うこととしております。また、各学校の教職員においては、セクハラを含むコンプライアンス全般について、チェックシートを基にその遵守状況を確認し、必要に応じてコンプライアンス委員会を開いて、学校としての対応を協議してまいります。先生方に対して、コンプライアンスを遵守することは自分を守ること、家族を守ること、そして学校を守ることにつながるということを伝えるよう依頼しております。さらには、他市で起きた事案を念頭に、準公金等の適正な取扱いに関する管理職による点検について、校長会及び教頭会において依頼をしたところです。

続きまして、二つ目の丸、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた「分かる!」「できる!」学校全体で取り組む授業の土台づくりハンドブック活用ナビについてです。これは、すべての子どもを支える校内の支援体制や過ごしやすい学習環境、授業の在り方等についてのヒントが盛り込まれた県教委作成のハンドブックであります。町内の学校の先生方にも是非活用いただけるようお伝えしているところです。

続きまして、三つ目の丸、危機管理マニュアルの見直し及び提出についてです。お手元の資料に記載されている5つのポイントを基に、現在、各学校にて改訂作業を行っているところです。

続きまして、四つ目の丸、生徒指導についてです。アンケート調査等の実施による悩みやいじめ等の早期発見、早期対応についてであります。ほとんどの学校は、子どもたちの悩みやいじめ等を把握するために、学校でアンケート調査を実施しています。その後、アンケート調査結果に基づいて教育相談を行っています。ただ、学校で子どもたちにアンケートを書かせると、子どもたちの中には周りの友だちの様子が気になって、なかなか自分の悩みやいじめ等について書けないのではないかと考えています。そこで、校長会と教頭会の折に、学校でアンケートを書かせず、自宅に持ち帰らせてアンケートを書かせてはどうかと提案したところでした。実際にアンケートを持ち帰らせて書かせて提出させたところ、いつも白紙あるいは特にありませんと書いていた子どもが自分の悩みを打ち明けてくれ、個人面談をしてその子どもの悩み解消につながったというケースもあります。今後も実施方法に工夫を重ねながら、子どもが抱える様々な悩みを汲み取る努力をして参りたいと考えております。

続きまして、五つ目の丸、学校における危機管理についてです。特に水泳等における事故防止についてです。コロナ禍で水泳指導を十分に受けることができず、発達段階に応じた泳力が備わっていない児童生徒も考えられることから、より子どもの実態に応じた指導や監視体制の強化について各学校にお願いしたところでございます。具体的には、プールの上から子どもたちの様子を監視する先生とプールの中で子どもたちを指導する先生の役割分担を行い、複数教員の指導体制のもとで実施すること、危機管理マニュアルに基づいて緊急時の連絡体制等を確認しておくこと、携帯電話をプールに持って行っておき、万が一の時には躊躇せず救急車を呼ぶことなどです。以上の事を通じて、子どもたちの命を守ることを第一に考えた水泳指導を改めてお願いしたところでございます。

最後の丸、町内視察研修会についてです。昨年度まで、コロナ禍により密を避けるため、初期研修者のみを対象として実施しておりましたが、本年度はコロナ禍前の形態に戻し、町外から転入された先生方の希望者と初期研修者を対象に実施予定です。町内の歴史や教育的資源を知る大変良い機会ですので、夏休みを利用して、多くの先生方に参加していただきたいと考えております。

以上で、教育対策監報告の説明を終わります。

○教育長

これまでの報告事項に対する質疑はありませんか。

○川添委員

支援訪問は、7時半から登校の様子を見ると聞いていますが、視察訪問は何時頃に集合すればよかったですか。

○課長

4時間目の授業から参観をお願いしたいと考えています。小学校と中学校では、少し時間が違いますので、後ほどお知らせします。

○川添委員

よろしく申し上げます。

○教育長

他に質疑はありませんか。

○本多委員

水泳についてです。複数の先生で見守るということですが、怪我をした生徒がいて聞いています。適切な指導をよろしくお願いします。

○課長

わかりました。

○椎木委員

実際のところプールはどのくらいの期間使われているのですか。

○教育長

一ヶ月ぐらいです。その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

他に質疑がなければ報告事項を終わります。日程第4、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」御説明いたします。

報告第1号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました専決第1号「川南町教育支援委員会委員の任命について」、教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第1号は、川南町教育支援委員会設置規則（平成25年川南町教育委員会規則第14号）第3条第2項により記載されている16名について、川南町教育支援委員会委員に任命するものです。

任命期間は、令和5年6月1日から令和6年3月31日までです。

以上になります。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第1号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第5、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」御説明いたします。

報告第2号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました専決第2号、専決第3号及び専決第6号の3件について「県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について」川南町教育委員会事務委任規則（平成25年川南町教育委員会規則第9号）第4条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定に

より報告し承認を求めるものでございます。

専決第2号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、県費負担市町村職員の任免について内申するものです。

当該職員は、〇〇〇〇氏で、〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。

期間は、令和5年6月1日から令和5年6月24日までです。

専決第3号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、県費負担市町村職員の任免について内申するものです。

当該職員は、〇〇〇〇氏で、〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。

期間は、令和5年6月25日から令和5年10月14日までです。

専決第6号は、第地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、県費負担市町村職員の任免について内申するものです。

当該職員は、〇〇〇〇氏で、〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。

期間は、令和5年7月1日から令和5年9月30日までです。

以上になります。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第2号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第6、報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」御説明いたします。

報告第3号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました専決第4号「令和5年度川南町共同学校事務室長及び副室長の任命について」川南町教育委員会事務委任規則(平成25年川南町教育委員会規則第9号)第4条第1項の規定により別紙のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

専決第4号は、令和5年度川南町共同学校事務室長及び副室長の任命についてです。

川南町共同学校事務室運営要綱(平成31年川南町教育委員会訓令第1号)第2条第3項の規定により次のとおり任命するものです。

〇〇〇〇氏を令和5年度川南町共同学校事務室長に任命するものです。

期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。

次に、〇〇〇〇氏を令和5年度川南町共同学校事務室副室長に任命するものです。

期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。

以上になります。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから報告第3号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第7、報告第4号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第4号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」御説明します。

報告第4号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました専決第5号「川南町教育委員会職員の休職期間の延長について」川南町教育委員会事務委任規則(平成25年川南町教育委員会規則第9号)第4条第1項の規定により別紙のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

専決第5号は、川南町教育委員会職員の休職期間の延長についてです。

当該職員は、〇〇〇〇です。休職期間を8月14日まで延長するものです。

以上になります。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○本多委員

休職は、どのくらいの期間まで取得できるのですか。

○課長

3年間になります。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから報告第4号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第4号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり可決されました。ここでしばらく休憩します。

○教育長

会議を再開します。

日程第8、議案第1号「川南町立中学校統合に係る基本方針等の廃止について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第1号「川南町立中学校の統合に係る基本方針等の廃止について」御説明します。

川南町立中学校の統合に係る基本方針等については、これまで本教育委員会で決定してきたものでございますが、6月の定例議会で、町長から「川南町立中学校統合整備基本計画廃止について」の議案が提出され、採択の結果、可決となりました。

この議決結果を受け、これまで本教育委員会として、新中学校設立に向けて決定してきました川南町立中学校の統合に係る基本方針以下の5つの案件については廃止とするものです。

- 1 川南町立中学校の統合に係る基本方針
- 2 新中学校の設置場所
- 3 川南町立中学校統合整備基本計画
- 4 統合中学校の校名
- 5 統合中学校の制服

以上です。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○川添委員

私は、教育委員になって3年目になります。中学校統合については、就任当初から議論を重ねてきて、順調に進むものかと思っていました。今回このような形となり残念です。しかし、廃止は仕方のない事なのかと思えます。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから議案第1号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第1号「川南町立中学校統合整備基本計画廃止について」は、原案のとおり可決されました。日程第9、議案第2号「川南町通学区域規則の一部改正について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第2号「川南町通学区域規則の一部改正について」御説明いたします。

この議案は、川南町通学区域規則の一部を次のように改正するものとする。16ページに横書きの表があります。左が、改正前、右が改正後になります。下部に線が引いてあるところが、改正箇所になります。改正前の「川南町学校通学区域規則」を改正後は、「川南町通学区域規則」に改正するものです。

以上です。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○本多委員

名称が変わるだけで内容の変更はありませんか。

○課長

名称の変更のみとなります。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから議案第2号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第2号「川南町通学区域規則の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。日程第10、議案第3号「川南町教育委員会会議規則の一部改正について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第3号「川南町教育委員会会議規則の一部改正について」御説明します。

川南町教育委員会会議規則の一部を次のように改正するものです。教育委員会会議規則第22条で投票に関することを規定しています。条文の中の字句の修正をするものがございます。特定の人に配ることを「配付」、広く一般に配ることを「配布」と表記するようにしていますが、今回現状に合わせるように修正をするものがございます。

以上です。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから議案第3号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第3号「川南町教育委員会会議規則の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。日程第11、議案第4号「川南町教育委員会事務局職員の処分について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第4号「職員の処分について」御説明します。

川南町教育委員会事務局職員の処分をするものとする。

当該職員は、〇〇〇〇です。

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定並びに職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例第2条の規定により停職1月とするものです。

処分の理由については、別紙で配付している資料にて御確認ください。

以上です。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と言う声あり

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから議案第4号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第4号「川南町教育委員会事務局職員の処分について」は、原案のとおり可決されました。日程第12、議案第5号「辞令発令について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第5号「辞令発令について」御説明します。

6月23日（金）に異動内示がありました。令和5年7月1日付けでの異動となります。当該職員は、別紙のとおりです。

以上になります。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

○本多委員

教育委員会で否決した場合はどうなるのですか。

○課長

否決された場合は、町長部局への出向ができなくなります。

○富山委員

本当はこの議案を認めたくありませんが、仕方のないことと考えています。

○教育長

その他質疑はありますか。

「なし」と言う声あり

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから議案第5号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第5号「辞令発令について」は、原案のとおり可決されました。日程第13、「その他」に入ります。まず事務局から連絡等があれば願います。

○課長

ありません。

○教育長

教育委員の皆様から、何かございませんか。

〔「ありません」と言う声あり〕

他になければ次回定例会の日程についてお諮りします。次回は、7月27日としてよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なし、ということで次回定例会の日程につきましては、7月27日木曜日午前9時30分から定例会を行うことに決定しました。これで、令和5年第6回川南町教育委員会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

上記は、川南町教育委員会のでん末に相違ないことを証明する。

令和5年7月27日

川南町教育委員会 教育長

坂本 幹夫

川南町教育委員会 教育委員

本多 京子